

島根県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、島根県知事及び島根県教育委員会教育長から令和2年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月22日

島根県監査委員	白	石	恵	子
同	加	藤		勇
同	大	國	羊	一
同	三	島		明

令和2年度 包括外部監査結果報告書における指摘・意見について

1 包括外部監査の特定事件

外郭団体（財政的援助団体を含む）の事業等の適正化について

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

令和2年度包括外部監査結果に基づき講じた措置の内容

テーマ 外郭団体（財政的援助団体を含む）の事業等の適正化について

指摘事項・意見	処理方針・措置状況
<p>外郭団体等の運営（総論） 本県の外郭団体等との関わりに含まれる問題点 1 業務委託契約における随意契約と再委託 【意見】 外郭団体とは、一般的に官公庁の組織の外にありながら、その官公庁から出資・補助金を受けるなどして補完的な業務をおこなう団体のことである。</p> <p>本県の外郭団体等も、その設立のときから本県の業務と密接な関連をもっているため、本県と監査対象団体との業務委託契約のほとんどが随意契約であることは、自然なこととも思える。</p> <p>しかし、随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外なのであるから、契約の相手方としてその団体が唯一の相手方なのかを慎重に検討し、その検討した過程を稟議書の随意契約理由にできるだけ具体的に記載すべきである。</p> <p>また、本県以外の地方自治体において、随意契約についての標準的な解釈・指針を示したガイドラインを定めている例があるので、本県においても同様のガイドラインの策定を検討すべきである。</p>	<p>（審査指導課） 随意契約のうち、「一者随意契約」は競争を通じた妥当性の検証が期待できない例外的な契約であるため、平成18年3月6日に「随意契約取扱指針」や「随意契約についての標準的考え方と具体的事例」を策定し慎重に検討するよう指導している。</p> <p>支出審査においては、随意契約の根拠（法令等に規定された要件）や一者随契の理由などを確認し、指針等に基づいた適正な契約となっているか審査している。</p> <p>会計事務研修会や出納局だよりにより、随意契約取扱指針等について改めて周知徹底していくとともに、令和3年度会計検査において随意契約の相手方の選定理由を重点項目として指導していく。</p>
<p>【意見】 随意契約は、その契約の性質又は目的が競争入札に適しないものとして、当該契約の相手方として最も相応しい者と任意に締結する契約方法である。</p> <p>そうであるとすれば、随意契約によって委託された業務が再委託されることは、「最も相応しい者」という判断に疑問を生じさせることであり、再委託の承諾はその再委託の理由と範囲について、慎重になされなければならない。</p> <p>再委託の承諾を慎重になすために、契約締結前の所管課と当該団体との協議において契約内容自体（委託業務の性質）から再委託を前提とするとの合意があったとしても、業務委託契約書には必ず再委託禁止条項を入れ、再委託の承諾は必ず書面であることを徹底すべきである。</p>	<p>（審査指導課） 出納局が定める標準契約書には、再委託禁止条項を設けており、再委託を前提とする契約であってもこの条項は必要であり、再委託する場合にはその必要性を慎重に判断し、書面で承諾する必要がある。</p> <p>会計事務研修会や出納局だよりなどにより、再委託禁止条項の適用について周知を図るとともに、支出審査において契約書の確認等を徹底する。</p> <p>また、令和3年度会計検査において外郭団体との随意契約における再委託手続きを重点検査項目として指導していく。</p>
<p>2 本県職員の派遣 【意見】 県が団体と連携して事業を遂行する際に、職員を派遣することが最も意思疎通がしやすく円滑に</p>	<p>（人事課） 島根県外郭団体に関する指導監督指針により指導監督対象となる団体への職員派遣</p>

<p>いくことは理解できる。</p> <p>しかし、まず、県の側から見ると、派遣職員に掛かる経費を十分に意識する必要がある。県職員（一般行政職）の平均給与（令和元年度）は 617 万 8,408 円であり、派遣職員の給与を県が負担している団体にあっては、職員を 4 人派遣すれば県が約 2,400 万円の人件費を負担することになる。しかも、団体に対する補助金の交付や委託契約の締結の場合には、補助事業や委託事業の範囲でいかなる業務に何人の人員を要するか細部まで積算することが可能であろうが、団体の業務全般に従事する職員派遣の場合には、その業務量を細部まで検討することが困難であるために、最低限かつ適切な派遣でなくなる恐れがある。</p> <p>また、団体の側から見ると、県から出資を受け、または補助金あるいは委託料を受けて財政的援助を受けたうえに団体の事業に精通した職員の派遣を受ければ、団体の職員体制や人事といった組織運営や事業計画全体についても県の意向を第一に考えるような依存的な姿勢になり、団体としての自主性を失う恐れがある。</p> <p>実際、県職員の派遣を受けている 5 つの団体についても、派遣の必要性和理由は理解できるものの、派遣の終期や派遣職員がいなくなったあとの職員構成、事業計画について具体的な計画を示した団体はなかった。</p> <p>そこで、県職員の団体への派遣については、本指針で定めた原則を厳格に適用し、原則として法人の設立当初に限ること、現に派遣している場合、新たに派遣を行う場合には、適切な終期の設定を図ることを徹底すべきである。</p>	<p>については、本指針で定めるとおり、現に派遣している場合や新たに派遣を行う場合には、適切な終期の設定を図るよう徹底する。</p>
<p>3 本県OB職員の採用</p> <p>【意見】</p> <p>外郭団体等が本県OB職員を採用することには利点もあるが、問題もある。</p> <p>そこで、①既存の「退職者紹介制度」を厳格に運用し、OB職員採用の必要性和理由、プロパー職員の登用や公募では必要な人材を得られない理由を明らかにするとともに、②OB職員を採用する際にはプロパー職員らの意思が反映される仕組み（例えば、紹介申込みにつき事前に団体プロパー職員の意見を聴取するなど）を作り、③県OB職員を採用している団体には定期的に役員職員の構成とプロパー職員採用のプランの提出を義務づける、など団体の自主性、自立性が損なわれないような仕組み作りを検討すべきである。</p>	<p>（人事課）</p> <p>①については、提示された理由が妥当なものであるか県側に判断することができず、本県OB職員の採用の厳格化に繋がらないことから、②、③については、外郭団体等における人事権を県が制限することとなり、却って外郭団体等の自主性、自立性を損なうことに繋がる懸念があることから、このような仕組み作りは考えていない。</p>

外郭団体等の運営（各論）

第1 公益財団法人ふるさと島根定住財団

【意見】派遣職員

本県から外郭団体等への職員の派遣は、県と団体との連携を円滑にし、県民の生活の向上に資するが、他方で職員派遣が常態化すれば、団体の自主独立性が害され、市場原理による民間活力の導入という外郭団体が持つメリットが活かせなくなるおそれがある。そのため、本県から外郭団体等に職員を派遣する場合には、その目的、派遣期間、事務分掌が明確でなければならない。

本団体について言えば、本団体は平成4年に発足して約28年が経過しており、プロパー職員が16名いるにも関わらず、本県が本団体設立以来継続して職員を派遣し、現在も4名もの職員を派遣することが必要か問われるところである。

この点について、県は平成28年、平成29年に、本団体に対する県派遣職員2名を引揚げたが、その後、県から本団体に移管された「しまコトアカデミー」事業を円滑に引き継ぐために1名、本団体が新たに設置した「しまね移住支援サテライト東京（東京拠点）」の立ち上げのために1名の合計2名を改めて派遣した。事業の引継時や事務所の新規設置時には、県と団体の緊密な連携が求められるし、引継事業や東京での業務の経験のある県職員が、団体の当該事業を担当する部署や東京事務所で業務にあたることには、その派遣の目的と事務分掌が明確であるといえる。

もっとも、事業の引継等が一段落して、派遣の目的が達せられたときには、再び派遣職員を引き揚げるべきである。

また、現在、本団体の事務局長は県派遣職員が務めているが、事務局長が本団体の事務局を総括する重要な地位であることからすれば、将来的には団体の中で経験を積んだプロパー職員が事務局長を務めることができるようにプロパー職員の人材育成を進めるべきである。

【意見】本団体の課題

本団体は、本県の人口減少（県外就職などによる人口流出）に歯止めをかけなければならないという危機感を背景に、平成4年、基本財産400百万円（県）及び基金1,658百万円余（県800・国800・民間58）の出捐を受け、人口定住を促進する事業を総合的に推進する機関として設立された。

県は、定住促進や若年者の就業支援を最重要課題として位置づけ、そのための事業は本団体を通

（しまね暮らし推進課）

団体においては、年齢構成の偏りがあること等から、事務局長等を県からの派遣職員が務めている。

県からの派遣職員については、財団の業務実施体制を勘案した上で、将来的には引揚げを検討していく。

また、定住財団のプロパー職員の人材育成については、今後も県への財団職員の派遣や財団職員の研修機会の提供などにより、人材育成のための支援を行っていく。

（しまね暮らし推進課）

これまで県の各部局や定住財団が実施した県外のUターン・Iターン希望者に対する移住に関するニーズ調査等も踏まえ、今後も移住イベントやセミナー、相談などの機会を活用し、都市住民の地方移住に関する意識等をしっかりと把握・分析し、定住財団の事業に反映していく。

<p>じて推進していくことが最も効率的かつ効果的であるとされている。</p> <p>本団体を通じて事業を推進することの利点を、より具体的に挙げると、①縦割り行政ではなく小回りが利く組織であるため、移住希望者の様々な要望（就業、住居、子育て）に対して、速やかに柔軟に対応することができること（ワンストップ型サービス）、②移住希望者のひとりひとりに担当職員を付けながら団体内で情報を共有し、移住前から移住後に至るまで継続的に支援ができること、③本団体職員は県職員と異なり異動がなく、定住支援・就業支援のノウハウを蓄積できることなどがある。上記の学生登録制度における登録率の高さ、産業体験事業における定着率の高さなどからも、本団体の強みが発揮されていることが認められる。</p> <p>しかし、国全体の人口が減少する中で、今後は都道府県間で移住者、定住者の獲得競争が激化することが予想される。本年度はコロナ禍で人の移動が制限されているが、コロナ禍をきっかけとして東京、大阪といった人口が密集する都会で生活することに不安を感じるようになった人も多いと思われる。</p> <p>本団体が新たに東京拠点を開設したことも契機として、そのような都会に住む移住希望者が、地方の生活のどのようなところに魅力を感じるのかを改めて調査、分析して、本団体の事業に反映させていくことが望まれる。</p>	
<p>第2 公益財団法人しまね文化振興財団</p> <p>【意見】有給休暇取得率</p> <p>本団体で有給休暇取得率 50%未満の役職員は次のとおりであった。</p> <p>平成 29 年度 43 人/77 人 平成 30 年度 42 人/62 人 平成 31 年度 44 人/70 人</p> <p>令和元年度（平成 31 年度）の経営評価では「年間 5 日の有給休暇の取得を義務化することにより、休暇の取得促進を図った。」として一定の評価がされているが、有給休暇の取得についてはなお一層その促進に努めることが望ましい。</p>	<p>（文化国際課） 業務評価等の機会を捉えて、有給休暇のより一層の取得促進が図られるよう、促していく。</p> <p>（しまね文化振興財団） 有給休暇の取得状況について管理職も把握し、勤務シフトを作成する段階で計画的に有給が取得できるよう工夫している。</p> <p>なお、年次有給休暇とは別に、自己研鑽やリフレッシュを目的とした年 6 日取得できる「鍛錬休暇」を設けており、平成 31 年度は 88%の職員が取得している。</p>
<p>【意見】本部管理機能を有する事務室等の使用</p> <p>事務室等は本県の行政財産を使用しておりその使用料が免除されているということに鑑みれば、本部管理機能を維持するのに必要最小限の使用となるよう努めるべきである。例えば、常時使用さ</p>	<p>（文化国際課） 理事長室は理事長としての執務や会議など本部機能を発揮するために必要と考えるが、理事長室として使用しないときは、既に作業スペースなどとしても有効に利用され</p>

<p>れるわけではない理事長室をそのために一室確保する必要があるのか、財団事務局の事務室は非常に狭く会議や作業のスペースの確保が必要な際には理事長室を活用しており、使用頻度は非常に高い状況にあるのであればもはや理事長のために専用の個室を用意する必要性自体がないのではないか（そうであれば理事長専用の個室をやめて会議室とするほうがよいのではないか）、専務理事室を個室とする必要があるのか十分検討すべきである。</p> <p>なお、理事長室を貸館事業に供すればその分県民が利用する機会が増えることになるし、貸館事業による利用料収入の増加にもつながることになる。（参考：201 号室（25.7 m²）：全日利用 5,300 円：令和元年度利用実績 42%：休館日第 2・第 4 月曜日、12/29-1/3：《5,300×335 日（休館日を年間 30 日と仮定）×42% =745,710 円》）ただし、県民会館は全体を指定管理にしたうえで指定管理料が支払われているので、理事長室を貸館事業に供したからといって直ちに本県の収入に直結するわけではないが、将来的な指定管理料の減額につながる可能性がないわけではないと思料する。</p>	<p>ており、貸館事業の会議室とする考えはない。</p> <p>専務理事室については、建物の構造上の制約からも個室としているため、現状の形態のままではあるが、専務理事業務に支障のない範囲で、会議や打ち合わせなどへの活用が図られるものとする。</p>
<p>【意見】公益信託「しまね文化ファンド」事務局運営事業</p> <p>本事業については、本県から三菱 UFJ 信託銀行、同行から本団体に業務の一部を再委託するという形をとっているが、その一部の業務は県庁内で実施しており、これを実施するための職員を本団体から派遣している。そのため、一見すると、上記職員を本県で採用して本事業を実施すればよいのではないかとも思われる。しかし、本事業は公益信託方式を採用しているため本県が直接業務を執行することはできない。とはいえ、本事業については委託費に消費税が課されているところ、仮に本県が本事業のために職員を採用して業務に当たらせることができれば委託費を払う必要がなくなり、少なくとも委託費にかかる消費税分は削減できる可能性がある。</p> <p>そこで、しまね文化ファンドで行おうとしている事業はこのような公益信託方式でしか行うことができないのか一度検討してみてもよいと思料する。</p>	<p>（文化国際課）</p> <p>公益信託は委託者がその資金を特定の公益目的に役立てるため、信託銀行に委託し、信託銀行は資金の管理運用にあたり、運営委員会の意見に基づいて、助成金の決定・給付など信託目的の実現に必要な事務を行う制度である。</p> <p>しまね文化ファンドは、この公益信託方式を採用して平成 3 年度に発足しており、契約上、信託した財産は信託目的が終了するまでこのしくみのもとで管理されることが信託法で定められている。</p> <p>以上のことから公益信託を解除することは困難と考えるが、より効果的な事業となるよう、信託銀行や運営委員との協議の場を活用して検討する。</p>
<p>【意見】少年自然の家管理委託業務</p> <p>本委託業務については、昨年の包括外部監査にて、随意契約（当時）としていたものを競争入札にするよう意見済みであるところ、その措置状況</p>	<p>（社会教育課）</p> <p>指定管理制度導入の是非にあわせて検討するとしていた、管理補助業務の契約方法については、現在も新型コロナウイルス感染症</p>

<p>については「指定管理制度導入の是非にあわせて、管理補助業務の契約方法について検討する。」とされている。</p>	<p>の収束が見通せず、宿泊療養施設としての役割を担う少年自然の家として、今後の業務への影響を予測し難いことから、現時点での見直しは困難である。</p>
<p>第3 公益財団法人しまね国際センター 【意見】基本財産、多文化共生・国際交流等積立資産（有価証券） 本団体は多文化共生と国際交流を目的とする団体であるが、近年、島根県でも外国人労働者が増加して、日本語や日本式の生活の支援業務の必要性は高まっており、本団体が必要とされる場面もそれだけ増えているはずである。このような状況にある本団体の活動を支えるにはまずもって資金的な裏付けが必要になろう。本団体が基本財産として1,499,406千円もの資金を有するに至ったのは本団体がいずれそのような役割を果たすときが来ることを見越してのものだったのではないかと思われる。</p> <p>ところで、経営評価では「確実な資産運用により、運用財産の取り崩しを行わずに事業実施されていることは特筆すべきことである。」と高い評価を得ている。この指摘は確かにそのとおりであるが、反面、基本財産である1,499,406千円もの資金はただ運用益を生み出すためだけに存在し、多文化共生・国際交流等積立資産（有価証券）にいたっては、本団体の事業そのものために積み立ててあるにもかかわらず使われていない。</p> <p>本団体は資金運用団体ではない。多文化共生と国際交流を目的とする団体であるのだから、その役割を十分に果たせるよう資産を用いる（取り崩す）ことを考えるべきである。例えば、近年、外国人が増加しているとされる出雲地区に拠点を置く、外国語の堪能な職員を増員するなどのことが考えられる。</p>	<p>（文化国際課） 県では、しまね国際センターに、財政基盤の確立と多面的な国際交流・国際協力事業の実施、県内外国人住民への相談対応等の実施を目的に出捐している。県内の外国人住民が増加する中、当センターが資産を有効活用しながら、当センターに求められる国際交流、多文化共生の地域づくりへの役割を果たせるよう、連携して取り組んでいく。</p> <p>（しまね国際センター） 基本財産については、その運用果実を事業活動の財源としており、取崩しにあたっては、理事会及び評議員会の承認が必要である。日常的に取り崩す性質のものではなく、現時点で取り崩す予定はない。</p> <p>他方、多文化共生・国際交流等積立資産（平成23年度以降の呼称。それ以前は「運用財産」）については、平成11年度に基本財産の運用収益減により収支不足が生じた場合の取崩し用として、県から造成補助されたもの。平成12年度から平成21年度までは取り崩して事業を実施していたが、平成22年度以降は、財産運用方法の見直しや、事務所移転による経費削減等の経営努力により、取り崩しは行っていない。</p> <p>ただ、近年はゼロ金利政策によって運用益を得ることが困難な状況となっており、令和4年度以降、収支不足が見込まれる場合は、取り崩しを検討する。</p> <p>新たな拠点の設置については、外国人住民が増えている現状も踏まえ、今後の検討課題である。</p> <p>職員については、今後必要となった場合には、運用財産を活用して増員を検討する。</p>
<p>【意見】プログラムコーディネート業務 プログラムコーディネート業務は、県庁内で業務を実施しており、実態としては本事業を実施するための職員を本団体から派遣している状態にある。</p>	<p>（文化国際課） プログラムコーディネート業務は、国際感覚と専門性を持った的確な対応が必要であり、そのような人材を県で確保することは難しい。</p>

<p>本県からの委託業務については委託費に消費税が課されているところ、本県が本事業のために職員を採用して業務に当たらせれば委託費を払う必要がなくなり、少なくとも委託費にかかる消費税分は削減できる可能性がある。</p> <p>そこで、このような委託業務とする必要があるのか検討する必要がある。</p>	
<p>【意見】 研修館事業</p> <p>しまね国際研修館は島根職業能力開発促進センターの寄宿舎（土地は県有地、建物は本県と同センターの合築）であったものを平成6年に同センター所有部分を本県が取得し、改修した施設である。同研修館については相当の築年数が経過しており、今後、多額の修繕費が予想される。</p> <p>他方、令和元年度の研修館事業収益は2,519千円であり、その稼働率は約4%となっており、利用頻度は低いと言わざるをえない。宿泊施設について研修館事業以外での利用、例えば生活困窮等の状態にある外国人の一時避難場所のための利用などを検討し、稼働率を高める工夫が必要である。</p> <p>まずは、稼働率の向上策を検討すべきであるが、宿泊をとともう形での研修事業自体は、外国人が日本式の生活を理解するうえで有用なものであるものの、しまね国際研修館でなければ実施できないというものではない。</p> <p>そのため、しまね国際研修館について修繕費をかけて建物を維持存続させる必要があるのか、宿泊研修について、別途他の宿泊施設を確保して実施する方法はとれないか検討することが望ましい。</p>	<p>（しまね国際センター）</p> <p>研修館事業について、国際協力、国際交流への取組みの変化によって、研修館の稼働率は低迷している。宿泊施設について、一時避難所としての積極的な利用は人手不足のため、これ以上の活用は困難である。</p> <p>また、コロナ禍においては、感染防止に必要なスペースを確保しての集合研修はほぼ不可能であり、現時点で稼働率を上げることは難しい。</p> <p>（文化国際課）</p> <p>今後は、しまね国際研修館の施設状況を把握し、しまね国際センターの移転の可能性も含め、施設の存続について当センターとともに検討する予定である。</p>
<p>第4 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会</p> <p>【指摘事項】 本団体の事務所の使用許可</p> <p>業務の効率化のために事務手続を簡素化するという目的は理解できる。</p> <p>しかし、県が行政財産の使用を許可する場合は、原則として使用料を納付しなければならず、例外として、知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるときに減免が認められる建前になっている（行政財産の使用料に関する条例第2条、第4条3項）。</p> <p>そして、建物の使用を許可する場合にその使用料が「当該使用に係る建物又はその部分の評価額に100分の6を乗じて得た額」を基準として定められることに鑑みると、知事が減免の必要性を検討するためには、使用の目的や用途に照らして、当該面積（数量）の使用料を減免することが公益</p>	<p>（健康福祉総務課・地域福祉課）</p> <p>監査人からの指摘を踏まえ、令和4年度の使用申請からは、「島根県社会福祉団体連絡協議会」という名義ではなく、団体ごとに個別に申請書の提出を行ってもらい、県の使用許可についても個別の団体ごとに行うこととする。</p>

<p>に適うかが検討されなければならない。</p> <p>実際に、行政財産使用許可申請書には、使用を希望する財産の使用数量（面積）、使用の目的または用途、使用料の減免を希望する場合にはその理由を記載する欄がある。</p> <p>しかるに、上記のように業務内容や規模の異なる複数の団体が、連絡協議会名義でまとめて行政財産の使用許可及び使用料の減免を受けるのであれば、行政財産の使用料の減免を知事の判断にかからしめた法の趣旨に反する。</p> <p>したがって、県は、行政財産の使用許可について、申請者の使用目的に照らして必要な面積を許可するという基準を明確にしたうえで、本団体を申請者として改めて許可を申請するよう求めるべきである。</p>	
<p>【意見】 本団体のあり方</p> <p>本団体は、県社協と「福祉団体事務委任契約書」による事務委任契約（以下、「本件事務委任契約」という。）を締結している。</p> <p>そして、本団体には独自に採用する職員はおらず、本団体の事務は全て本件協定書により併任発令された職員4名が行っている。</p> <p>本団体が本件事務委任契約で県社協に事務を委任することにより業務の効率化が図られることは理解できる。</p> <p>しかし、本件委任事務契約によって委任される事務には、委任する団体の日常的な事務や補助的な事務だけではなく、同団体の基本方針等策定の支援に関することとして、事業計画及び予算の作成、事業報告及び決算に係る事務まで含んでいる。</p> <p>これでは、本団体の業務は、実質的には県社協がその業務の一部として行っていると言うことができ、本団体の独立性に疑義が生じかねない。</p> <p>この点について、本団体と県社協とでは理事の構成が異なり、本団体の理事は様々な障がい者団体の方々に構成されていることから、本団体は障がいの内容やスポーツの種目に応じた障がい者スポーツの振興という事業を担うに相応しく、そこに県社協とは異なる本団体の独立性があるとも考えられる。</p> <p>しかし、理事は任期の定めがあり数年で交代するし、県社協の常務理事と兼任している常務理事1名を除けば、他の理事は非常勤であって、障がい者スポーツの振興という事業について長期的に経験を積み、専門性を高めるということができ</p>	<p>（スポーツ振興課）</p> <p>障害者スポーツ協会の業務は、併任発令を受けた県社協の職員が障害者スポーツ協会の職員として行っており、実質的に県社協が行っているという指摘は、あたらないと考えている。</p> <p>また、障害者スポーツ協会は、障がい者団体や障がい者スポーツ団体などの役員による理事会・評議員会において意思決定され、障がい者スポーツに知見のある理事長の指揮命令のもとで業務を行っており、障害者スポーツ協会に事業の経験が蓄積される体制となっていると考える。</p> <p>なお、「福祉団体事務委任契約書」「福祉団体の業務に従事する職員の人事等取り扱いに関する協定書」に関しては、実態に合わない部分について、障害者スポーツ協会へ見直しを検討するよう依頼する。</p>

ない。そうすると、本団体の基本方針や事業計画、予算編成といった重要な意思決定を行っているのは実質的には本団体の事務処理を委任され、当該事業について継続的に経験を積み上げている県社協であるといえる。

そうすると、県社協とは理事会の構成が異なるというだけでは、本団体の独立性を認めることはできない。

このように、本団体の独立性に疑義が生じているため、本県が本団体に障がい者スポーツ振興事業を委託することには、いくつかの問題がある。

まず、本団体が県社協とは異なる独立した団体であるといえないとすると、そもそも本団体が本県の契約相手となりうる実体を欠いているのではないか、という疑問が生じる。

また、本県の契約相手として認めるとしても、本県は本団体に随意契約により障がい者スポーツ振興事業を委託しているところ、独立性に疑義がある本団体が「当該団体でなければ委託事業を遂行できない」として随意契約の要件をみたすのかということも問題となる。

さらに、本県が本団体と随意契約を締結することを認めるとしても、本団体が県社協に事務を委任し、その重要な意思決定も実質的には県社協に委ねられているとすれば、それは本県が本団体に委託した事業を、本団体が県社協に更に委託している（再委託している）ということになり、再委託の要件をみたしているのかということが問題となる。

県は、上記の問題点を検証し、本団体の理事会が活発な議論を通じて本団体の基本方針や事業計画等を実質的に決定し、本事業についての経験を積み上げて専門性を高めていけるような本団体のあり方を検討されたい。

第5 公益社団法人島根県林業公社

【意見】財務

流動比率 33%と低い水準にあり、借入金依存率も 65%と高水準であり、財務安全性の観点から問題がある。また、分収造林事業は補助金と借入金により森林資源を造成し、将来の伐採収入により借入金を返済するという事業運営上の特殊性があることから、財政依存率は97%であり、現時点では自立性ある経営は行われていないと考えられる。

単年度の損益状況は、正味財産増減計算書上の当期一般正味財産増減額が1億2千万円のマイナ

(林業課)

県から派遣する職員については、毎年度の事業計画やその実施の困難性、林業公社の収益改善への寄与度などを考慮して林業公社と協議のうえ人数や担当業務を決定している。

林業公社は、現在の第5次経営計画（R1～5年度）を踏まえ、毎年度の事業計画において予定事業量を掲げ、原木生産・再造林費の低コスト化や原木販売の増収、事務の合理化により収支改善を図っている。事業計画に対

<p>スとなっており、現状では赤字が続いている状態である。</p> <p>また、令和元年度の貸借対照表上の借入金は約540億円であり、第5次経営計画における経営改善策を実施しても、事業年度終了時点と予定されている令和65年度において270億円の債務が残る試算となっている。一方で、当団体には本県からの派遣職員4名が在籍しており、この4名に係る人件費24百万円は本県が負担していることについても、県全体としてのコスト意識の点で留意していただきたい。</p> <p>この厳しい財政状況については本県としても本団体としても当然把握しており、「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を設置し、公社廃止を含めた様々な検討を行っている。</p> <p>現在は第5次経営計画に基づいて事業を実施しているが、木材価格の変動等不確定要素が多いため、毎年度計画と実績を比較検討し、伐採収入の確保及び徹底したコスト削減により収支の改善を図っていただきたい。</p>	<p>する事業実績についても毎年検証し、翌年度の事業や事務を遂行している。</p>
<p>県が島根県林業公社に対して委託した事業</p> <p>【意見1】</p> <p>委託契約のうち、「林業担い手魅力向上対策事業委託業務」、「新規林業就業者確保促進・林業事業体魅力向上推進業務委託業務」については、その業務の一部が再委託されている一方で、再委託禁止条項が契約書上削除されている。島根県の契約書標準様式では再委託禁止条項の記載が義務付けられており、当該条項の趣旨を踏まえれば、島根県のルールに基づいた契約書作成及び運用を徹底していただきたい。</p>	<p>(林業課)</p> <p>指摘のあった委託業務に係る契約書は、いずれも島根県会計規則第8条第2項に基づき出納機関へ事前協議の上、契約を締結しているが、今後は、原則再委託禁止条項の記載のある島根県の契約書標準様式を用いる。</p>
<p>【意見2】</p> <p>委託契約のうち、契約書上再委託禁止条項が明記されている業務であっても、再委託部分について、事業打合簿により協議・承認はなされているものの、特に島根県に再委託についての承諾を書面で取り交わしているものはなかった。</p> <p>事業打合簿による協議・承認により再委託の弊害は排除されていると考えられるが、契約書には「・・・委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定されている以上、再委託を行う場合には島根県の書面による承諾を取る必要がある、後の検証の為に島根県統一の再委託承認書面等の運用を図っていただきたい。</p>	<p>(林業課)</p> <p>再委託については協議書を取り交わしたうえで適切に承諾していたところであるが、再委託承認書面等の運用については、今後、出納機関と協議の上対応する。</p>

<p>【意見3】</p> <p>委託契約のうち、「林業経営体質強化新規活動支援業務」については、委託契約額の約93%が再委託されているにもかかわらず、一社随意契約により契約が締結されている。同様に、「新規林業就業者確保のためのPR動画作成等業務」についても、委託契約額の約81%が再委託されているにもかかわらず、一社随意契約により契約が締結されている。このように大部分の業務が再委託されている場合に、契約締結方法として随意契約が適切なのか疑問である。一般に随意契約とする際には、その必要性がある場合に限定されるべきである。従って、「特殊なノウハウや専門性」が本当に特定の団体に限定されるのか慎重に判断し、場合によっては一般競争入札を行うといった検討をしていただきたい。</p>	<p>(林業課)</p> <p>県は法律に基づき指定を受けた林業労働力確保支援センターの有する知識、把握している情報等に基づく専門性の有する業務のみを委託している。</p> <p>再委託業務は、林業労働力確保支援センターの有する知識及び情報によってマネジメントされた実作業であり、林業の専門性を有しない受託先では本業務の目的を達成しえないものである。</p> <p>現段階で専門性を期待しない業務を委託する予定はなく、引き続き業務内容に応じて適正に委託先を決定する。</p>
<p>第6 特別法人島根県土地開発公社</p> <p>【意見】 公有地取得事業、土地造成事業</p> <p>公有地取得事業や土地造成事業の規模の縮小により、公社全体としても事業規模は縮小傾向にあるため、各県土整備事務所に外向している人員体制も含め、公社全体としての人員体制の縮小の必要性も検討すべきである。</p>	<p>(土木総務課)</p> <p>公社の人員体制については住宅供給公社と事務部門の統合など業務の効率化を図り、退職者の不補充や再任用職員の活用など、人員のスリム化と事業量に応じた効率的な組織体制作りを努めているところである。今後も、中・長期の事業量を見据えた適正な人員体制とするよう公社に働きかける。</p>
<p>【意見】 公有地取得事業、土地造成事業</p> <p>造成土地のうち1,893百万円の土地については売却にこだわらずに定期借地によって賃貸収益を年間46百万円得ているなど、収益に結び付く方策をとっている点は評価できるものである。</p> <p>しかし、益田拠点工業団地及びソフトビジネスパーク島根ともに分譲開始から20年以上経過してもなお分譲期間の延長を繰り返している状況は看過できない。</p> <p>特に本団体の事業は県の政策に大きく左右され、かつ県の出資比率100%であることから、本団体と県とは一体と考えられるため、県が多額の不良在庫を抱えていることと同じである。分譲期間の延長を繰り返すほど、益田拠点工業団地については県の補助金負担が発生し、ソフトビジネスパーク島根については借入金に係る支払利息が土地の原価に上乗せされ続けることになり、仮にこれを県が補助したとしても県の支出が増えるだけであり意味がない。</p> <p>これら2つの造成地の本来の目的は、企業が工場や研究施設などを建設し、そこで雇用と様々な</p>	<p>(企業立地課)</p> <p>県営工業団地は、企業立地による産業の高度化や雇用機会の創出を図るために必要なインフラだと考えている。</p> <p>県では、これまでも、分譲促進を図るため、企業が2団地の土地を購入する場合に、地元市とともに土地購入費を補助しており、実質的に価格の値下げを行っている。しかしながら、これ以上の値下げについては、県の財政負担が大きく、困難と考えられる。</p> <p>県としては、今後も、これらの団地の早期完売を目指して、積極的な誘致活動に取り組んでいくとともに、分譲状況を勘案しながら、企業ニーズを踏まえて、必要に応じてリース制度の見直しなどを検討していく。</p>

<p>経済効果を生み、県の財政や地域経済に寄与することである。そのような効果をできるだけ早期にもたらし、それを持続させることを優先的に考え、売却できる価格まで下げても、できるだけ早期に売り切るべきであり、これ以上先送りすべきでない。</p> <p>過去に支出した事業費の回収にいつまでも固執してしまうと、今後期待される雇用と経済効果が生まれる可能性はいつまでもゼロである。事業に投下された事業費（県民の税金）は、不良在庫のままでは全く活かされず、様々な経済効果がもたらされて初めて生きてくる。</p>	
<p>【意見】 あっせん事業</p> <p>本県から本団体への委託契約については随意契約となっている。委託事業の内容は設計書作成施工監理業務など、必ずしも公社しかできない業務ではなく、本公社以外でも遂行できるものと考えられる。仮に当該業務に高い機密性等が求められるとしても、民間の事業者でも機密性等の高い情報等を扱いながら事業を行っているところは数多くあるはずである。公社と同様に、業務の機密性等を十分に守ることは可能であるため、一般競争入札や指名競争入札など、競争性を確保し県費を抑制する工夫が必要である。</p>	<p>(土木総務課)</p> <p>設計施工監理業務は、県が実施する造成等公共工事の発注にかかる予定価格を決定する積算根拠となる工事設計書の作成や、工事発注後の施工監理、関係機関調整及び地元調整業務などを職員に代わり実施するものである。</p> <p>このような業務は、発注から完了まで一貫して県と同様の水準で遂行する必要があることや、公平性・秘密性の観点から民間の事業者で実施することは考えていない。</p>
<p>第7 特別法人島根県住宅供給公社</p> <p>【意見】 住宅宅地分譲事業</p> <p>県内の人口減少による空き家等の住宅ストックが増加していることや、民間住宅供給業者による宅地開発も進んでいることを考えると、ここまで住宅の供給戸数が減少している状況では、住宅宅地分譲事業からは撤退すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>島根県住宅供給公社は、広く県民に住居環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給することを目的の1つとして設立されている。</p> <p>特に、民間事業者が事業参入しづらい中山間地域等において、当公社が質の高い住宅を比較的安い価格で供給することは、県民の住生活の向上を図る上で重要であり、当該住宅宅地分譲事業が担う役割は大きいと考えている。</p> <p>県土の多くを中山間地域が占める本県において、多様化する県民ニーズに応じた住宅施策を展開するにあたっては、当該事業の撤退は考えていない。</p>
<p>【意見】</p> <p>県営住宅の管理について、管理代行制度によると、本団体以外の法人が参入する余地が全くなり、民間の資金・人材・経営ノウハウの活用や自立性、自主性の強化という外郭団体の趣旨が損なわれるため、民間の活用や競争性確保の観点か</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者や高齢者・障がい者・生活保護世帯の方々などを対象に低廉な家賃で賃貸することで、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的にした住宅であり、その管理を行ううえ</p>

<p>ら、指定管理者制度を検討すべきである。</p>	<p>では民間賃貸住宅では行わない福祉的要素の高い対応が求められる。</p> <p>本県では、平成17年の公営住宅法改正により管理代行制度が設けられた後に、指定管理者制度導入（H18～H20）を経て、管理代行制度（H21～）を導入している。</p> <p>この指定管理者制度導入時には、県内全域の県営住宅を一括管理できる民間事業者が存在せず、結果、住宅供給公社が受託していた。</p> <p>指定管理者制度の場合、圏域ごとに複数の異なる民間事業者が指定管理を行うことも想定され、その場合、管理業務の効率化や入居者への一定のサービス水準の確保は困難である。</p> <p>管理代行制度は指定管理制度に比べ委託できる業務や権限が多く、県直営業務が大幅に削減できる。</p> <p>また、住宅供給公社が県営住宅を一元的に管理することができ、管理業務の効率化や入居者への一定のサービス水準を確保できる。（実際に指定管理者制度から管理代行制度に移行する際には県の職員の人員削減を行っている。）</p> <p>このような過去の経緯や現状を踏まえると指定管理者制度を導入するメリットはなく、今後も管理代行制度を継続する考えである。</p>
<p>【意見】本団体の方向性</p> <p>住宅宅地分譲事業は、県内の人口減少による空き家等の住宅ストックが増加していることや、民間住宅供給業者による宅地開発も進んでいることから、事業の維持は困難である。賃貸事業の一般賃貸住宅は、リノベーションによる収支安定を見込む余地はあると考えられ、定住促進賃貸住宅は無償譲渡の課題はあるが、その後の管理受託を期待できる。管理受託住宅管理事業については、未受託の市町からの受託余地がある。</p> <p>その他の事業である技術支援や空き家の流通促進事業は本団体のノウハウの活かせる事業であり、今後必要とされる分野でもあると考えられる。</p> <p>したがって、本団体の方向性としては、住宅宅地分譲事業からは完全撤退して受託管理事業の効率化とサービス向上に注力すべきと考える。ただし、管理受託住宅管理事業については、現在の管理代行制度によると、本団体以外の法人が参入す</p>	<p>（建築住宅課）</p> <p>【住宅宅地分譲事業について】</p> <p>島根県住宅供給公社は、広く県民に住居環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給することを目的の1つとして設立されている。</p> <p>特に、民間事業者が事業参入しづらい中山間地域等において、当公社が質の高い住宅を比較的安い価格で供給することは、県民の住生活の向上を図る上で重要であり、当該住宅宅地分譲事業が担う役割は大きいと考えている。</p> <p>県土の多くを中山間地域が占める本県において、多様化する県民ニーズに応じた住宅施策を展開するにあたっては、当該事業の撤退は考えていない。</p> <p>【指定管理者制度について】</p>

る余地がないため、民間の資金・人材・経営ノウハウの活用や自立性、自主性の強化という外郭団体の趣旨が損なわれる。もちろん、住民サービスの向上が阻害されてはいけないが、民間ノウハウの活用や競争性の確保の観点から、指定管理者制度の採用も検討すべきである。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者や高齢者・障がい者・生活保護世帯の方々などを対象に低廉な家賃で賃貸することで、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした住宅であり、その管理を行ううえでは民間賃貸住宅では行わない福祉的要素の高い対応が求められる。

本県では、平成17年の公営住宅法改正により管理代行制度が設けられた後に、指定管理者制度導入（H18～H20）を経て、管理代行制度（H21～）を導入している。

この指定管理者制度導入時には、県内全域の県営住宅を一括管理できる民間事業者が存在せず、結果、住宅供給公社が受託していた。

指定管理者制度の場合、圏域ごとに複数の異なる民間事業者が指定管理を行うことも想定され、その場合、管理業務の効率化や入居者への一定のサービス水準の確保は困難である。

管理代行制度は指定管理制度に比べ委託できる業務や権限が多く、県直営業務が大幅に削減できる。

また、住宅供給公社が県営住宅を一元的に管理することができ、管理業務の効率化や入居者への一定のサービス水準を確保できる。

（実際に指定管理者制度から管理代行制度に移行する際には県の職員の人員削減を行っている。）

このような過去の経緯や現状を踏まえると指定管理者制度を導入するメリットはなく、今後も管理代行制度を継続する考えである。

第8 公益財団法人島根県建設技術センター

【意見】 県派遣職員

本県から外郭団体等への職員の派遣は、県と団体との連携を円滑にし、県民の生活の向上に資するが、他方で職員派遣が常態化すれば、団体の自主独立性が害され、市場原理による民間活力の導入という外郭団体が持つメリットが活かせるおそれがある。そのため、本県から外郭団体等に職員を派遣する場合には、その目的、派遣期間、事務分掌が明確でなければならない。

本団体について言えば、平成8年の団体設立から既に25年が経過しているにもかかわらず、正規職員7名のうち県派遣職員が4名在籍しており、

（土木総務課）

県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行のためには、県と同等の技術レベルを持つ職員を擁する必要があるが、将来的な公共事業の事業量が不透明なことから建設技術センターの収益は不安定であり、10名程度という小規模組織では長期にわたってプロパー職員を採用することが困難である。

また、技術者が不足し技術力が脆弱な市町村に対しては、集中的・効率的に人的・技術的支援を行う必要があり、現在この役割を建

<p>その目的やいつまで職員を派遣するのかという派遣期間が明らかでない。県は今後も本団体に職員を派遣するのであれば、その目的と派遣期間を明確にすべきである。</p>	<p>設技術センターが担っている。この支援を行うにあたっては多様化・高度化する土木技術に適応し、道路・河川・砂防等のインフラ整備・管理に関する専門的な知識・経験が求められることから、県から職員を派遣する必要がある。</p> <p>このため、市町村への支援の必要性が続く間は職員を派遣する。派遣人数については事業状況に応じ柔軟に対応していく。</p>
<p>【意見】本団体のあり方</p> <p>本団体は組織体制において、正規職員は7名のうち、県派遣職員が4名、県OBが3名在籍している。プロパー職員はいない。外郭団体の役割のひとつは、民間の活力の導入しながら行政組織を縮小することにあるが、常勤の職員のうち1名を除いては県OB職員と県派遣職員であるという本団体の組織体制では、県からの自立性に乏しく、その役割を十分に果たすことが難しい。</p> <p>所管課、本団体に対するヒアリングによれば、県OBを採用する実質的理由として、県・市町村ともに土木技術系職員の人数が減少している中で高度な専門性を持った人材が指導に当たる必要がある、という点を挙げている。</p> <p>しかし、本団体の事業の3本柱である、①工事受託、②研修、③市町村支援を考えたときに、本団体がおこなっているのは、県・市町村が実施する工事発注のための工事設計書（積算、図面、数量計算書、工事仕様書）の作成及び管理監督等の業務をおこなうこと、研修の企画・運営、専門家派遣要請のとりまとめや、県・市町村が行う公共土木施設の台帳データのチェックなどであり、県OB職員の経験と専門性が十分に活かされているとは言えない。</p> <p>このように、本団体は正規職員7名のうち、県派遣職員が4名、県OBが3名在籍していてプロパー職員がないという点で、人的に県への依存度が高い。また、業務の内容も県が直接に行えないという理由を見出しがたい。</p> <p>県は本団体の存在の意義を検証し、本団体を解散してその業務を県が引き継ぐことも含めて、本団体のあり方を検討すべきである。</p> <p>なお、本団体を解散した場合、基本財産など（参考：正味財産197,352千円）が本県に還元されることになる。</p> <p>また、県が本団体に委託している業務の委託費に消費税が課されているが、本県が直接におこな</p>	<p>（土木総務課）</p> <p>建設技術センターが受託している市町村の事業は、本来、市町村で実施すべきものであり、県でそのための人員を確保し、事業を実施することは適当とは言えない。</p> <p>小規模な市町村では技術職員が不足しており技術力も弱いため、工事実施が困難な状況もあることから、土木行政の知識・経験がある人材を擁し、人的な支援と同時に、技術的な面において市町村職員が将来的に自立するため指導・助言をすることができる建設技術センターのニーズは高い。</p> <p>また、工事受託業務の実施により、市町村の施工現場を熟知していることから、維持管理支援業務を適切に実施することで、市町村からの相談は道路、河川など様々な事業についてワンストップで対応が可能である。</p> <p>研修事業では、講習内容に制約が少なく、県では実施が難しい民間団体との研修共催、他団体からの研修受託が可能であり、研修内容の充実が図れる。</p> <p>このことから建設技術センターにおいて引き続き業務を実施する考えである。</p>

<p>えば委託費を払う必要がなくなり、委託費にかかる消費税分は削減できる（参考：令和元年度委託料 47,082 千円×10%=4,708 千円）。</p>	
<p>第9 公益財団法人島根県育英会 【意見】流動比率 本団体の流動比率は 915.9%である。このことは財務的に非常に優良な団体であることを示すとともに、余剰資金があるのではないかとということも示している。本団体において、流動資産のなかに、奨学金貸与事業（大谷）などの原資が含まれているということであるが、使途が奨学金貸与事業のためと特定されているなら、奨学金事業引当資産として計上する方が団体の財務状況の実態をより反映したものとなるので望ましい。</p>	<p>（総務部総務課） 会計士と相談しながら各制度の資金の流れを整理し、見直しをする方向で検討する。</p>
<p>【意見】学生会館事業 学生会館事業については修繕費がかさんだことや入寮者が定員の半分にも満たないことなどから単年度収支で黒字化するのが難しい状況にある。 大阪学生会館は月額寮費が低廉であることやその立地に優位性が認められる。一方、学生は他者の干渉を受けない形での生活を望む傾向にあると思われるが、トイレ・バスが共同であること、入寮生ではない友人の個室への入室禁止や門限 23 時という制限があること、食堂形式で食事をとることといった寮形式の生活が受け入れられにくくなっているのではないかとと思われる。そのため、現在の利用率（40%）が劇的に改善するのを見通せない。また、学生会館は平成 15 年に建てられたが、今後も修繕費が必要になる事態が見込まれる。以上を踏まえると、控えめに見ても学生会館事業は赤字傾向となるのではないかと予想される。そこで、学生会館事業の廃止について、その検討に着手すべきであると思料する。</p>	<p>（総務部総務課） 学生会館事業の現状、育英会全体の収支状況や学生会館のニーズ等を調査・把握し、当該事業の在り方の検討に着手する。</p>
<p>奨学金事業 【意見 1】 近年、奨学金貸与金の貸与金残高が減少傾向にある。これは新規の貸与額が減少し、新規の貸与額を上回る既存の貸与金の回収があるためであると思われる。少子化が進むなか今後もこの傾向が進むと思われる。そうすると、貸与金の原資をあらかじめ確保しておく必要があるとしても、従前どおりの金額でよいのか都度見なおすべきである。そこで、奨学金事業引当資産のなかから本県へ返還できるものがないかを検討すべきである。 この点、平成 29 年度に島根県育英会高等学校等奨学事業費補助金（奨学資金貸与金（高校）にか</p>	<p>（総務部総務課・教育庁学校企画課） 令和 3 年度当初予算において、県貸付原資の余剰分 191,113 千円の返還を歳入予算計上済み。</p>

<p>かるもの) について 171,000 千円を県に返還している。返還額の検討に際しては、この際の試算《新規貸与額 400,000 千円、回収額 289,000 千円(つまり、新規貸与額と回収額の差額 111,000 千円)、貸与原資 282,000 千円と見込み、171,000 千円の返還を決定》を参考にすることができる。</p> <p>なお、補助金の返還については、例えば、島根県育英会高等学校等奨学金事業費補助金交付要綱では、「交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合」は交付した補助金の返還を命じるとされている。</p>	
<p>【意見 2】</p> <p>奨学金の貸与原資が本県の補助金で賄われている経緯や、貸与金の回収が次の貸与金の貸与原資となることに照らせば、貸与金の滞納が生じる事態は極力さげなければならない。滞納額は年々増加傾向にあり、滞納繰越累計額のとおり、令和元年度においては、就学資金貸与金約 14 百万円、奨学金貸与金(大学) 約 9 百万円、奨学金貸与金(高校) は約 104 百万円の滞納が生じている。これらの滞納額の減少のために借主等に対するきめ細かな回収活動が一層必要になるほか、必要に応じ訴訟など法的手段を用いた回収を図ることを検討すべきである。</p>	<p>(総務部総務課・教育庁学校企画課)</p> <p>令和 2 年度に、一括返還請求兼訴訟手続移行予告通知をしたところ、即全額返還に応じたケースがあり、法的手段の有効性が確認された。</p> <p>今後も、育英会が悪質な滞納ケースに対し法的手段をとっていくことへの支援を行う。</p>
<p>【意見 3】</p> <p>奨学金や就学資金については就学分野やその後の就職に直結するか否かに違いはあるものの、勉学のための資金を貸与し、その後回収を図るという点で違いはない。</p> <p>本団体は奨学金や就学資金の貸与事業を業として行っている団体であるから、本県が行っている奨学金や就学資金の貸与事業を本団体が行う(集約する) ことにより、その貸与や回収に関する知識、経験、ノウハウが一層蓄積され、全体として効率的な業務遂行が期待できるのではないかと史料する。</p> <p>そこで、本県が行っている他の奨学金や就学資金の貸与事業(医師・看護師向け、獣医師向けなど) について、本団体で実施することが適当なものがないか検討することが望ましい。</p>	<p>(総務部総務課)</p> <p>本県が行う他の奨学金や就学資金の貸与事業の運用状況等について検証したところ、これらは人材確保を目的とした事業であり、関係団体との連携や様々なサポートを必要とするため、本団体が実施する貸与事業とは性質が異なる。</p> <p>このため、全体として効率的な業務遂行が期待できないことから現時点での集約は行わないこととする。</p>
<p>第 10 公益財団法人島根県環境管理センター</p> <p>【意見】 特定資産</p> <p>一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるもので</p>	<p>(廃棄物対策課)</p> <p>規程・取扱要領の作成を検討する。</p>

<p>ある。この点、「公益法人会計基準に関する実務指針」では、特定目的のための預金や有価証券等の金融資産は、次の事項を定めて、取扱要領を作成することが望ましいとしている。</p> <p>1. 「目的」 2. 「財源」 3. 「積立ての方法」 4. 「積立上限額」 5. 「目的取崩の要件」 6. 「目的外取崩の要件」 7. 「運用方法」 8. 「その他」上記のような一定の基準がなければ、積立てや取崩しが恣意的となるリスクがあり、また監督責任のある県の監査等においても積立や取崩しの妥当性を判断できない。</p> <p>したがって、上記1～8の事項に係る取扱規程や取扱要領を作成して運用することの検討が必要である。</p>	
<p>【意見】公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金</p> <p>本団体の一般正味財産増減額は275百万円（平成28年度）、131百万円（平成29年度）158百万円（平成30年度）242百万円（平成31年度）とある程度安定的に推移しており、年間42百万円の借入金の償還は十分可能である。少なくとも令和4年度以降の補助金168百万円は過剰と考えられるため、令和4年度以降の補助金の交付は必要ない。</p>	<p>（廃棄物対策課）</p> <p>近年発生した「一般正味財産の増」は、当初の想定を大幅に上回る搬入量があったことが主な要因であるが、今後は、リサイクル推進等による搬入量減により、収益は大幅に減少する見込みであることから、引き続き補助金の交付が必要である。</p> <p>なお、現在の処分場は将来的には満杯となることから、公益財団法人として県内産業界からの受入需要に引き続き対応していくためには、財団処分場の今後を見据えた取組に備えた財源を確保しておく必要があり、借入金償還など恒常的支出へ充当するため、現在の一般正味財産を取り崩すことも適切ではない。</p>
<p>【意見】</p> <p>本団体の令和元年度の貸借対照表において、決算日から1年以内に返済予定となっている長期借入金が流動負債に計上されていない。</p> <p>貸借対照表に長期借入金を計上する場合には、財政状態を適切に示すために、決算日から1年以内の返済予定額は流動負債に計上する必要があるが、固定負債に計上されている長期借入金1,929百万円のうち319百万円は決算日から1年以内に返済予定のものである。したがって、319百万円は流動負債に計上し、財政状態を適切に表すべきである。</p>	<p>（廃棄物対策課）</p> <p>令和3年度決算から適切に計上する。</p>
<p>【意見】クリーンパークいずも埋立管理業務</p> <p>一般競争入札においては機会均等、公平、透明性の観点から、営業所の所在地等による入札参加資格の制限は、特に必要がある場合に限られるべ</p>	<p>（廃棄物対策課）</p> <p>契約執行規程においては、「主たる」営業所ではなく、出雲市内に営業所を有するものとしている。令和2年公告の一般競争入札で</p>

<p>きである。出雲市内に主たる営業所を有する者に限定することは機会均等や競争性の観点から望ましくなく、営業所所在地による限定をなくすか範囲を広げるべきである。</p>	<p>も同様の対応を実施している。財団は施設の危機管理上、施設の異常等があれば即時出動できる体制を整えておく必要があり、営業所所在地の限定をなくした場合、上記が担保されない可能性がある。</p>
<p>【意見】 事故対応マニュアル</p> <p>廃棄物処理施設においては、廃棄物を適正に処理し、廃棄物処理法に基づき、施設の維持管理及び安全管理に努めることが必要である。また、事故発生時の緊急対応についても、発生が予測される事故について適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故発生に備えておくことが重要である。そのため、緊急連絡の方法、関係機関への報告、事故後の対応、施設従事者への教育・訓練など事故の対応に関するマニュアルを早急に策定する必要がある。</p>	<p>(廃棄物対策課)</p> <p>緊急時の連絡体制、関係機関への報告、施設従事者への教育・訓練は要綱・手順書を定めている。発生が予測される事故は、様々なものが想定されるが、重要度が高いと思われるものから順次取り組んでいく。</p>
<p>第 11 公益社団法人島根県畜産振興協会</p> <p>【意見】 財務</p> <p>本団体は借入金がなく、また、県への財政依存も低く、財務安全性に関して問題はないと考えられる。</p> <p>一方で、流動比率が 385.9%と非常に高い水準にあり、令和元年度末の現金預金保有額が 1 億円を超えている。入出金のタイミングによって現金預金保有額が減少する月があるとの説明を受けたが、令和元年度において最も現金預金が減少した 7 月においても 8 千万円を超えている。この点、本団体の資金運用規定 5 条 3 項において、「協会として必要な運転資金の適正規模を把握するとともにこれを超える現預金については債券による運用も検討する」とあり、1 億円超の現金預金は、明らかに必要な運転資金を超えていると考えられることから、当規程に反する運用がなされている。</p> <p>少なくとも協会側は当規程に基づく運用を行うべきであり、一方で県としてもこのような財務状況を把握し、必要な指導監督を行う必要がある。</p>	<p>(農畜産課)</p> <p>家畜伝染病発生時の緊急対応など、公益法人の役割を果たすためには、現金預金をある程度保有しておくことは必要と考えるが、今回の指摘を受け、当該法人では、必要な運転資金を超える現金預金を、使途の決まった固定資産に振り分ける考えである。</p>
<p>第 12 社会福祉法人島根県社会福祉事業団</p> <p>【意見】 委託事業</p> <p>聴覚障害者情報センターは、聴覚障がい者の自立と社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の養成、ビデオライブラリー、生活相談、セミナー、情報提供などの事業により、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を行っている。このような情報提供は、ひとくちに聴覚障害といってもその内容や程度、求める情報が千差万別であり、その対応には豊富な経験と地域のニーズに通</p>	<p>(健康福祉総務課・障がい福祉課)</p> <p>当該団体でなければ業務をなしえないのかについて、令和 3 年度の契約伺において具体的に記載を行った。</p>

<p>じていることが必要である。</p> <p>本団体が設立 55 年の実績から豊富な経験を有し、また全県に施設を有し職員数も多く、県内各地域のニーズにも通じていることから、本団体が委託事業を遂行する体制を有していることは理解できる。</p> <p>しかし、随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であることからすれば、随意契約の理由は、当該団体が契約の相手方として相応しいというだけでなく、当該団体でなければなしえない理由が、委託業務の内容と相手方が備える特徴に照らして、具体的に示されなければならない。</p> <p>その点で、随意契約理由には委託業務の内容のどの点が本団体でなければなしえないかを具体的に記載すべきである</p>	
<p>【意見】</p> <p>特別養護老人ホームの入所申込者数は概ね減少傾向にある。ただ、所管課へのヒアリングによれば、この入所申込者の中には要介護3で、次の者も含まれているとのことである。</p> <p>自宅または民間の老人ホームやグループホーム等で介護サービスの提供を受けながら、将来の重症化を見据えて特別養護老人ホームへの入居を申し込んでいる者も含まれているとのことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で介護サービスの提供を受けているが、将来の重症化を見据えて特別養護老人ホームへの入所を申し込んでいる者 ・ 既に他の施設等で介護サービスの提供を受けながら、特別養護老人ホームへの入所を申し込んでいる者 <p>そのため、入所申込者全体の数も大切ではあるが、それよりも身体機能の衰えや認知症の進行により在宅での介護が難しいにもかかわらず（要介護4・5）、自宅にいる入居申込者の方がより入所の必要性が高く、このような入居希望者が令和2年7月1日現在で635名いるとのことであり、特別養護老人ホームの設置等の整備は未だ十分とはいえない。</p> <p>県内の老人福祉施設の総数は増加しているが、収益事業ではない第一種福祉事業である特別養護老人ホームの運営は、都道府県、市町村、独立行政法人及び本団体等の社会福祉法人でなければならない。</p> <p>本団体は県が出資する社会福祉法人として特別養護老人ホーム等の拡充に注力すべきである。</p>	<p>(健康福祉総務課・高齢者福祉課)</p> <p>要介護4・5で自宅にいる入居申込者が635名いる一方で、過去1年間に死亡等により特別養護老人ホームを退所された方は、1,554名いる。</p> <p>また、県内の高齢者人口は令和2年度頃をピークに減少に見込まれ、介護認定を受ける方も一部の地域では令和5年度頃をピークに減少に転じることが見込まれる。</p> <p>そのため、第8期介護保険事業支援計画では、計画期間（R3年度～R6年度）内に新たな特別養護老人ホームの設置予定はない。</p>

<p>【意見】</p> <p>近年、都市部での景気回復等の影響もあり福祉施設の人手不足が加速している。</p> <p>本団体は、人材の採用・育成のためにさまざまな方策をとっているが、他の社会福祉施設との採用競争も厳しく、なお十分な人数の採用が難しい状況である。</p> <p>本団体は設立から50年以上が経過し、その間に県内の社会福祉施設の数が増加し、「県下社会福祉施設事業の普及拡充を積極的に推進し、もって県民福祉の増進を図る」(設立趣意書)という本団体の目的は数的拡充という面では達成されつつある。</p> <p>今後は、多床室から個室へといった介護様式の変化に対応した介護の実践や、職員の待遇改善、ICT(情報通信技術)の利用による業務の効率化や職員の負担軽減(例えば、利用者のバイタルデータなどを取得して離床や在室などを判断し、必要に応じて職員に通知する見守りシステム等)など、介護の質的拡充という面で他の社会福祉法人のモデルとなることが期待される。</p>	<p>(健康福祉総務課・高齢者福祉課)</p> <p>当該法人では、職員が研修を受講するための代替職員を確保するなどの人材育成を進めており、県はこれに係る費用の補助を行っている。</p> <p>また、当該法人では、平成30年度から介護ロボット(見守り支援機器)、令和元年度からは介護ロボット(見守り機器・移乗介護機器)及びICTの導入がすすめられており、県はそれら導入に係る支援を行っている。</p> <p>これらの支援については継続して行い、取り組み成果等を情報発信しながら全県での横展開につなげる。</p>
<p>第13 公益財団法人しまね農業振興公社</p> <p>【意見】 財務</p> <p>当公社は流動比率が2,811%と非常に高い水準にある。これは、用地(今後売却予定の農地)が11億円計上されていることによるものだが、一方で現金預金保有額が4億円を超えている。この点、1.6億円は中海干拓農地保有合理化推進事業における貸付原資となるものであるとのことであった。だとするならば、通常の現預金で保有することは適切ではなく、その旨の特定資産を設定すべきである。その他2.4億円についても、このうち必要な運転資金を超える部分については、借入金の返済に充てる等の検討が必要と考えられる。</p> <p>一方で県としても、公社が経営評価対象団体である以上、引き続き財務状況を把握し、適切な指導・監督を行う必要がある。</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>当該法人では、R3年度決算より、流動資産の預金の一部を特定資産の「農地等取得支引当資産」として固定資産化する予定である。</p> <p>また、2.4億円のうち、当該法人における必要な運転資金については2億円であることから、残額0.4億円については公社と協議の上、借入金の返済に充てる方針である。</p> <p>今後も、引き続き財務状況の把握に努め、適切な指導・監督を行っていく。</p>
<p>【意見】 本団体の課題</p> <p>しまね農業振興公社における主要な事業として、農地中間管理事業がある。これは、農用地利用の効率化及び高度化を図り、農業経営の拡大と生産性の向上に資することを目的として、農地中間管理機構(当公社)が、農用地の出し手から農用地を借り受け、担い手に対して規模拡大や集団化に配慮して転貸する事業である。</p> <p>この事業については、寄与率(年間の新規集積</p>	<p>(農業経営課)</p> <p>県としては、仲介手数料の収受等の自主財源の取り組みについて、他県の状況も注視しながら公社と検討していく。</p>

<p>面積に占める中間管理事業による集積面積の割合)が全国のなかでも上位に位置している。</p> <p>この事業において当公社は仲介手数料を収受していないが、情勢を見ながら仲介手数料を収受するといった自主財源の獲得を検討していただきたい。</p>	
<p>第14 公益社団法人島根県水産振興協会</p> <p>【意見】財務</p> <p>流動比率が487%と非常に高い水準にある。この点、本団体の資金運用規定7条3項において、「必要な運転資金の適正規模を把握するとともにこれを超える現預金については債券による運用も検討する」とあり、46百万円の現金預金は、明らかに必要な運転資金を超えていると考えられることから、当規程に反する運用がなされている。</p> <p>少なくとも協会側は当規程に基づく運用を行うべきであり、一方で県としてもこのような財務状況を把握し、過剰な資産がある場合には出資の返還を求めることも検討すべきである。</p>	<p>(沿岸漁業振興課)</p> <p>当協会の事業には、自らが採卵から放流種苗を生産する種苗生産事業、漁業者の要望に応じて種苗調達・販売を行う種苗斡旋事業等がある。</p> <p>このうち種苗斡旋事業では、他県からの種苗購入費や輸送費などの経費が必要であるが、多くは種苗販売代金の収入前に支出する必要がある。したがって円滑な事業運営のためには、一定の手元資金が必要であり、資金繰りの観点から現状の現金預金が過大とは考えていない。</p> <p>引き続き、円滑な業務推進に必要な資金を確保した上で、規定に基づいた適正な資金運用を行うよう協会を指導する。</p>
<p>【意見】沿岸漁場整備開発法の指定法人であること</p> <p>本法第16条2項は、指定法人の業務として、「・・・水産動物の増殖による漁業生産の増大に係る経済効果を実証すること」と定めている。</p> <p>しかし、本団体に対するヒアリングによれば、本団体では種苗生産の時点で、または水揚げの時点で、天然魚と放流魚の外見上の違いや放流時期と魚のサイズの関連性などから混獲率の調査はしているものの、具体的な経済効果の調査・検証はできていないとのことである。</p> <p>本法による沿岸漁場の整備及び開発は第1には国の施策であるし、日本海に面した他の県でも放流事業を行っているために、本県の放流、育成事業の経済効果だけを取り出して検証することが困難であることは理解できる。</p> <p>しかし、県が支出する補助金や業務委託等の金額に見合う経済効果があるか、どれだけの金額的な効果があるのか把握する必要があるから、例えば現在の混獲率の調査に加えて、放流量と放流場所のデータと漁獲量の増減の関係を調査し、漁獲量の増加分の一定割合が放流等によるものと仮定して経済効果を試算するなど、経済効果検証のための何らかの指標を作るべきである。</p>	<p>(沿岸漁業振興課)</p> <p>栽培漁業を推進していくためには、経済効果を確認していくことは重要である。放流事業に係る経済効果の算定に当たっては、調査手法やデータ収集、分析など、県と協会が役割分担を行った上で対応していきたい。</p>

<p>【意見】種苗生産等に関する委託事業</p> <p>平成 31 年度の本事業の積算表では、管理職 1 人役を含めて積算されているが、本施設には現状常駐の管理職は配置されておらず、本部から月 2 回程度参事が行く程度である。</p> <p>所管課及び本団体に対するヒアリングによれば、もともと直営であった当該事業が委託に変更された際の当初の積算をそのまま使っており、その後、職員の配置変更に合わせて都度変更しているものではないとのことであった。</p> <p>県は、人員配置についても定期的に報告を求め、なるべく業務の実態に合わせた積算を行うよう心掛けるべきである。</p>	<p>(沿岸漁業振興課)</p> <p>栽培漁業センター種苗生産委託業務では、生産管理運営に必要な標準的人件費として積算している。ご意見のとおりこれまで協会の体制は、センターへの常駐管理職の配置がなされていない状況であったが、令和 3 年 8 月より管理職が常駐配置された。</p>
<p>【指摘事項】種苗生産等に関する委託事業</p> <p>種苗生産等に関する業務委託契約書第 18 条において、「・・・委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定されている。本団体は、イワガキの種苗生産に用いるホタテ貝の加工を福祉施設に委託しているが、県の書面による承諾を得ておらず、本条項に違反している。本団体側としては、これを再委託とは認識していないようだが、契約書上の再委託禁止条項の趣旨を踏まえ、県の書面による承諾をあらかじめ得ておく必要がある。</p>	<p>(沿岸漁業振興課)</p> <p>ホタテ貝の加工業務とは、イワガキ種苗を生産する過程で、種苗を付着させるための基質(ホタテ貝)の表面清掃と殻に穴を開ける業務で、委託業務の一部である。今回の指摘を踏まえ、委託業務の内容を再確認するとともに書面による承諾の手続きを実施した。</p>
<p>第 15 一般財団法人島根県建築住宅センター</p> <p>【意見】財務</p> <p>現金実査について、本団体の会計規則 23 条 2 項には、現金と現金出納帳の照合を毎日実施することが規定されているが、毎日の実施はなされていない。</p> <p>現金は換金しなくとも即座に使用できるため、着服や横領のリスクがある。そのため管理は十分に行う必要があり、毎日の現金出納業務が終了後には現金実査を行い帳簿と照合し、実査した証跡も残しておくべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>意見に対する改善を図られるよう指導した。</p>
<p>【意見】財務</p> <p>備品の棚卸について、本団体には備品台帳が整備され、業務に使用するタブレット、カメラ、ノートパソコン等多数の備品が登録されているが、定期的な実地棚卸は行われていない。</p> <p>固定資産の実地棚卸は固定資産台帳に登録されている固定資産が実際に存在し、適切に使用されているかを確認する重要な手続きである。また、持ち運びの容易な備品類については紛失、横領等</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>意見に対する改善を図られるよう指導した。</p>

<p>のリスクもある。</p> <p>本団体の会計規則54条1項には、固定資産は毎会計年度1回実地棚卸を行うことが規定されており、たとえ貸借対照表に固定資産として計上されない資産であっても、業務に使用する重要な資産であるため、少なくとも年に1回は実地棚卸を実施すべきである。</p>	
<p>【意見】 県有施設定期点検業務</p> <p>本団体が設立された目的や専門性は理解できるが、当該定期点検業務の遂行に必要な知識や経験のある有資格者が本団体以外にないとは考えられない。上記の目的のために設立された団体だからといって一者随契が継続することは、競争性が阻害され、県が直接事業を実施するよりも効率的・効果的な公共サービスを提供するという外郭団体の趣旨を損なう。一般競争入札や指名競争入札などの競争性を確保する工夫が必要である。</p>	<p>(管財課)</p> <p>本業務は、学校施設(約200棟)の定期点検であり、施設の性格上、点検実施時期や時間の制約がある。(夏休みを中心として短期間での実施要請)</p> <p>受託者としては、建築設計事務所が考えられるが、県内事務所は零細企業が多く、また、点検業務の知識や経験が十分でない場合もあり、一時期に点検できる施設数が限られる。</p> <p>短期間で200棟の施設を点検でき、かつ、統一的な水準で実施できる能力と体制を有する者として建築住宅センターと随意契約しているが、意見を踏まえ、発注方法や入札方式を検討している。</p>
<p>【意見】 県有施設第2次維持保全計画策定業務</p> <p>対象施設の維持保全計画策定のための劣化度調査等を、当該施設の定期調査・点検業務を実施している団体が行うことで効率的に業務を行えることは理解できる。</p> <p>しかし、建築住宅センターが、定期報告のとりまとめを特定行政庁に代わって実施することを目的として設立された公益法人であるとはいえ、当該団体ありきで業務が発注される状態が継続することは、競争性が阻害され、民間の資金や人材、経営のノウハウを活用しながら、公共的・公益的な事業やサービスの提供を効率的・弾力的に行うという外郭団体の設立趣旨を損なう。一般競争入札や指名競争入札などの競争性を確保する工夫が必要である。</p>	<p>(管財課)</p> <p>県では、県有施設を将来にわたって良好な状態で維持し活用するため、定期に同一の基準で建物を調査したうえで、優先度を判定し、5年以内に必要となる修繕をまとめた「維持保全計画」を策定して、計画的に保全措置を講じている。</p> <p>学校と警察の79施設の「維持保全計画」の策定にあたっては、同一の目線や水準での調査が必要であり、一括での発注が求められる。</p> <p>建築住宅センターは、建築物の性能基準に精通し、建物の劣化度調査等を行う12条定期点検や公共建築物に係る技術支援を行っており、県内には、これ以外に本策定業務を受注できる者は見当たらない。</p>
<p>【意見】 しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業</p> <p>リフォーム補助金の事業は必ずしも本団体でなくてもできると思われる。県が直接実施すれば、広報費を除く附帯事務費部分(平成31年度においては6,840千円)は県費の抑制につながるため、県が直接実施することを検討すべきである。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>当補助事業の執行に必要な建築技術的判断力や補助金交付事務に関する処理能力を有しており、県内全域を対象に公平かつ的確な県民対応が可能な者は、県内において当財団以外になく、今後も当財団への補助を通じた事業執行をする考えである。</p>

	<p>県の直接実施に関する意見については、県が直接実施した場合であっても当財団が実施するのと同等の費用（人件費、旅費）を要するものであり、県費の抑制につながらない。また、申請の受付、技術審査、現地検査及び申請者への補助金交付等事務処理を県が直接行うことは、現在の体制では困難であり、行政サービスの低下につながるものと考えている。</p>
<p>【意見】 賃借建物の有効活用 現状では近隣駐車場の確保が困難などの課題があるとのことであるが、賃料は3階部分も含めて月額270千円（消費税抜き）支払っており無駄が生じている。テナントの入居などによりその活用ができれば、月額90千円（年間1,080千円）の節約ができる。</p>	<p>（建築住宅課） 意見は「実質的に3階部分は使用されていない」ことを前提にされているが、3階部分は使用頻度は高くないものの会議や研修等により利用されている。 当財団は建築関連協議会の事務局や建築施策に関する国補助事業の実施事務局を複数務めていることから会議室の確保は必要である。この建物においてそのスペースは3階部分でしか確保できない。 当財団が「島根県が出資する法人等の健全な運営に関する条例」における評価対象法人ではないことを踏まえ、当財団に本意見への対処を求める必要はないと考えている。</p>
<p>第16 公益財団法人島根県体育協会 【意見】 有給休暇取得率 本団体で有給休暇取得率 50%未満の役職員は次のとおりである。 平成29年度 34人 平成30年度 40人 平成31年度 43人 役職員の健康増進等の観点から有給休暇の取得を促進することが望ましい。</p>	<p>（スポーツ振興課） 有給取得を促進するよう県体協へ依頼する。</p>
<p>【意見】 流動比率 本団体の流動比率は165.4%である。このことは財務的に非常に優良な団体であることを示すとともに、余剰資金があるのではないかということも示している。本団体において、流動資産のなかに、単なる余剰資金ということではなく、何らかの用途（例えば、本団体が所有する競技施設の修繕費など）を予定しているものがあれば、そのための特定資産として計上しておく方が団体の財務状況の実態をより反映したものとなる。</p>	<p>（スポーツ振興課） 県体協から、「流動資産の用途については、2030年に開催する島根国民スポーツ大会に向けて、島根県において県体協所有の施設をどのように活用していくか検討中であるため、これを踏まえて県体協として計画的な修繕など検討した上で、特定資産に計上していきたい。」と聞いている。 また、県体協所有の施設を含む国民スポーツ大会に向けた施設の整備については、開催競技施設を決定後、国体開催基準要項に定める施設基準に照らし合わせ、必要な改修等を計画的に進めていく。</p>
<p>【意見】 本部管理機能を有する事務室等の使用</p>	<p>（スポーツ振興課）</p>

<p>事務室等は本県の行政財産を使用しておりその使用料が免除されているということに鑑みれば、本部管理機能を維持するのに必要最小限の使用となるよう努めるべきである。また、専務理事室が会議スペースや応接室として日常的に使用されている実態があるのであればもはや専務理事のために専用の個室を用意する必要性自体がないのではないか、そうであれば専務理事専用の個室を廃止してもよいのではないかとといったことも検討すべきである。</p>	<p>県体協から、「スペース不足により専務理事の席が確保できないため、応接室に専務理事の席を設置している」と聞いている。 利用実態も専務理事の個室ではなく、会議や応接の兼用スペースとして日常的に使っており、必要最小限の使用と考える。</p>
<p>【意見】本団体所有の競技施設</p> <p>本団体所有の4つの競技施設はいずれも昭和56年、57年ころに取得したもので古く、今後、老朽化による修繕費の発生や増加が見込まれる。現に自転車競技場は平成29年度に75万円の修繕費が必要となった。</p> <p>4つの競技施設はいずれも地元の競技団体や市町村等に管理を委ねている状況である。施設の利用料の徴収は管理を委ねている各団体が行っているが、収支相償の状況にあり、そのためその収益が本団体へ入るといった状況にない。</p> <p>4つの競技施設はいずれも当該競技専用の施設であるため、他の競技での利用といった面で汎用性が乏しい（ただし、自転車競技場はバンク中央の広場にてグランドゴルフなどを実施している）。ライフル射撃場やクレー射撃場は相応の利用があるようである。ヨット艇庫は冬場の利用はほとんどない状況にある。</p> <p>以上の事情を考慮すると、本団体がこれらの競技施設を引き続き所有し続ける必要性があるのか、管理を委ねている団体や施設の敷地の所有者である市町村に譲渡することができないかについて検討することが望ましい。</p>	<p>(スポーツ振興課)</p> <p>4つの競技施設（クレー射撃場、ライフル射撃場、自転車競技場、ヨット艇庫）は、いずれも、その競技の県内唯一の練習拠点であり、全県の競技者を対象とした施設である。</p> <p>したがって、市町村に譲渡するのではなく、引き続き県体育協会が管理することが適切と考える。</p>
<p>【意見】自主事業</p> <p>本団体の財政依存率は92.4%である。本団体が行う業務は、若干の自主事業はあるものの、本県からの指定管理業務と委託事業によってほぼ占められている。</p> <p>本団体は、競技団体、市町村体育・スポーツ協会、学校教育団体のほか、いわゆるスポ少や地域スポーツクラブ、学校などとのつながりも有している点に特色があるので、この特色を生かして地域のスポーツ分野が抱える課題がないか関係者とともに発掘しこれを解決することを自主事業として実施すれば本団体の存在意義がなお一層強まるように思われる。例えば、近年は競技団体の役員</p>	<p>(スポーツ振興課)</p> <p>県体協から、「自主事業については、市町村等が行うイベントへの助成事業や競技力向上のためのセミナー開催、各体育施設でのスポーツ教室の開催のほか、優秀選手・指導者の表彰を実施している。</p> <p>加盟団体、総合型スポーツクラブ及びスポーツ少年団等の繋がりを通じて把握できるスポーツの課題があれば、県体協が持つ広域スポーツセンター機能と競技団体を支援する役割を連携させて対応していきたい。」と聞いている。</p> <p>県体協の主たる事業は、体育協会所有施</p>

<p>の高齢化というものの課題になりつつあるようであるので、広域スポーツセンター委託事業において実施されているような団体運営（ガバナンス）に関する助言などを行うこともその一つである。</p>	<p>設及び県から指定管理を受託した県立体育施設の管理や競技団体全体を対象にした国体等の大会派遣費用や競技備品購入時の一部支援、競技人口を拓げるための教室開催等が主たる事業であり、引き続き、指定管理業務、委託事業及び自主事業に関係なく、適切に事業を遂行すべきと考える。</p>
<p>第 17 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 【意見】 本県 OB 職員の採用状況 外郭団体は、いわゆる行政改革や民間活力の導入を推進する中で、行政組織を縮小しつつ、増大する行政ニーズに応えるために設立されてきた。 しかし、県の事業との円滑な連携のために、県の OB が外郭団体の役員や職員に就任すれば、特定の外郭団体が独占的に県の業務を受託するような事態を招き、市場原理による民間活力の導入という趣旨が没却される可能性がある。 また、特定の団体において、実質的トップのポストに県 OB 職員が就任することが常態化すれば、外郭団体の自立性自主性は失われ、プロパー職員の士気が下り、外郭団体の長所は失われてしまう恐れが大きい。 本団体について言えば、県 OB 職員の前職は、現常務理事が①島根県監査委員事務局事務局長、職員のうち 2 名が②松江県土整備事務所主任、③島根県健康福祉部子ども・子育て支援課主任である。③は社会福祉に関わる業務の経験が本団体の業務に活かされることを期待されていると思われるが、①と②については、特に業務との関連は見出されない。 本団体に対するヒアリングによれば、①は社会福祉についての専門的な知識や経験よりも部局または施設の長としての経験に着目して、管理職としてのマネジメント能力を期待して採用しているとのことである。また、②及び③の職員については、県在職中に地域福祉課の監査スタッフの経験がある職員であることから、その知識と経験を業務に期待して採用したとのことである。 しかし、社会福祉協議会は、民間の立場から地域福祉を推進する団体として設立され、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という二つの側面を併せ持った民間非営利組織であることを特徴としている。 本団体が昭和 27 年に設立されており、勤務年数の長い経験豊富な正規職員も相当数在籍している</p>	<p>（地域福祉課） 島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）の運営や職員人事は、県社協が自ら検討すべき事項であり、県として県社協の人事に直接介入することは適正ではないと考える。</p> <p>（島根県社会福祉協議会） 《常務理事について》 県社協の業務執行理事である常務理事には、高度な交渉、調整、方針決定など事務局全体のマネジメント能力が求められることから、そうした経験・能力を有する者という条件（前提）に、これまで県幹部の OB のあつせんを依頼してきた。 本会は、市町村社協、社会福祉事業の経営者、学識経験者等で構成された理事会・評議員会で審議され、決定される事業計画・予算のもとで事業を進めており、県 OB が就任することで民間団体としての自立性・自主性に悪影響を及ぼしているとはいえない。 一方、監査人意見にあるように、勤務年数の長い正規職員の中には経験を重ね、事務局長、部長などの管理職に就いている者もいることから、理事会・評議員会でこれらの者のうちから、常務理事に求められる経験・能力を有していると認められる者があれば、プロパー職員が常務理事に就任することもありうると考える。</p> <p>《石見支所長について》 平成 30 年度に現在の支所長を新規採用するまでは、本会の係長級の正規職員が支所長として赴任（平成 22 年度から平成 29 年度まで計 3 名）してきた。 しかし、平成 30 年度当時は、係長ポストの職員を支所長に赴任させると本所の係長配置に問題が生じる状況があったため、県</p>

<p>ことからすれば、少なくとも常務理事と支所長については、プロパー職員を登用するか、福祉施設運営の経験がある者を広く一般から公募すべきである。</p>	<p>OB を採用し現在に至っているものであり、支所長ポストが県 OB に固定化されているという訳ではない。</p> <p>今後は、本所の係長または年齢的にも経験・能力的にも係長級に引き上げることが可能な職員がいれば、石見支所長として赴任させることになる。</p> <p>《経営指導員について》</p> <p>社会福祉法人事業所に対する福祉経営指導事業は、社会福祉施設の会計処理や職員の労務管理に関する指導・助言が主となるため、事業担当者（経営指導員）には、これらに関する相応の知識・経験が求められる。</p> <p>一方、本会ではこれに特化した職員育成はしていない。本事業は県委託事業であり人件費に充てられる予算も限られており、現状ではプロパー職員を配置するより県で社会福祉法人等の監査指導経験のある県 OB に担ってもらうことが適切な指導等が可能となり、コストパフォーマンスとしても適当であると判断したものである。</p>
<p>【意見】 財務</p> <p>社会福祉法人会計の会計規程において、徴収不能引当金は、長期貸付金等の固定資産に計上されている債権について回収不能額を見積もったときの引当金をいい、この回収不能額には返済免除等を含む。</p> <p>本団体の介護福祉士修学資金貸付金等の修学資金貸付金は、介護福祉士等の養成施設に在学し、卒業後に島根県内の福祉施設等において介護等の業務に従事する者に対して、修学にかかる費用の一部を貸し付け、養成施設卒業後、県内で5年間以上 指定施設等において福祉士等の業務に従事した場合に、貸付した修学資金の返還が全額免除される。</p> <p>本団体の財務状態を正確に反映するために、各貸付金の徴収不能引当金を計上すべきである。</p>	<p>(地域福祉課)</p> <p>「介護福祉士修学資金等貸付事業等は、全国社会福祉協議会より示された『新たな貸付事業の会計処理基本的な考え方』に沿って処理を行っている。社会福祉法人の会計処理で『返済免除等を含む』としているが、新たな貸付事業は事業の仕組みとして免除が前提となっているものであり、免除となった際に『当然免除』として費用計上することから、徴収不能引当金への計上は不要であると考ええる。(全国社会福祉協議会確認済み)」</p> <p>県は、県下の社会福祉法人に対しても上記と同様の指導を行っていること、また、全国社会福祉協議会は、各都道府県社協の中央組織であり、島根県社協のみが独自の会計取扱を行うことは難しいと考えられるため、従来通りの会計事務を継続することが適当であると考ええる。</p>
<p>【意見】 本団体が他の福祉団体と締結している事務委任契約</p> <p>本団体が、本県の地域福祉の推進を図ることを目的としており、定款で「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」を事業として掲げていること、他の福祉団</p>	<p>(地域福祉課)</p> <p>県社協が事務委任契約を締結している団体（委任団体）は、併任発令を受けた職員が委任団体の職員の身分で、委任団体業務を行っている。</p>

体が本団体に事務を委任することにより業務の効率化が図られることは理解できる。

しかし、本件委任事務契約によって委任される事務には、委任する団体の日常的な事務や補助的な事務だけではなく、同団体の基本方針等策定の支援に関することとして、事業計画及び予算の作成、事業報告及び決算に係る事務まで含んでいる。

本報告書第3章4項で述べたように、本団体と本件事務委任契約を締結している福祉団体(以下、「委任団体」という。)が独自に雇用する職員を持たず、事業計画、事業報告、予算、決算の作成まで本団体に委任している場合には、もはや委任団体の業務は本団体の業務の一部であるといっても過言ではなく、委任団体の独立性や存在意義が疑われる。

特に、本県が当該委任団体と随意契約で業務委託契約を締結している場合には、独立性や存在意義に疑義がある団体が、当該団体でなければ委託事業を遂行できないとして随意契約の相手方とすることができるのか、また本件事務委託契約による事務の委託が、県の承諾を要する再委託に該当するのではないかが検討されなければならない。

したがって、県は本団体が本件事務委任契約を締結している福祉団体とその契約内容を調査し、県とこれらの福祉団体との業務委託契約があれば、随意契約の場合にはその理由を充たすか、本件事務委任契約が適法かを検討すべきである。

【指摘事項】本団体の事務所の使用関係（行政財産の使用許可）

業務の効率化のために事務手続を簡素化するという目的は理解できる。

しかし、県が行政財産の使用を許可する場合は、原則として使用料を納付しなければならないが、例外として、知事が、公益上又は県の事務若しくは事業の遂行上使用料を減免する必要があると認めるときに減免が認められる建前になっている（行政財産の使用料に関する条例第2条、第4条3項）。

そして、建物の使用を許可する場合にその使用料が「当該使用に係る建物又はその部分の評価額に100分の6を乗じて得た額」を基準として定められることに鑑みると、知事が減免の必要性を検討するためには、使用の目的や用途に照らして、当該面積（数量）の使用料を減免することが公益に適うかが検討されなければならない。

実際に、行政財産使用許可申請書には、使用を希望する財産の使用数量（面積）、使用の目的また

また、委任団体にはそれぞれの役員による各理事会・評議員会が意思決定を行っており、且つ各分野に知見のある理事長の指揮命令のもと業務が行われているため、各委任団体の独立性や存在意義は確保されているものと認識している。

以上の点から、委任団体の独立性や存在意義には問題はなく、県の承諾を要する再委託にも該当しないものと考えており、県による再委託の該当に関する検討も不要であると認識している。

なお、「福祉団体事務委任契約書」「福祉団体の業務に従事する職員の人事等取り扱いに関する協定書」に関しては、実態に合わない部分について、県社協及び各団体へ見直しを依頼する。

（健康福祉総務課・地域福祉課）

監査人からの指摘を踏まえ、令和4年度の使用申請からは、「島根県社会福祉団体連絡協議会」という名義ではなく、団体ごとに個別に申請書の提出を行ってもらい、県の使用許可についても個別の団体ごとに行うこととする。

<p>は用途、使用料の減免を希望する場合にはその理由を記載する欄がある。</p> <p>しかるに、上記のように業務内容や規模の異なる複数の団体が、連絡協議会名義でまとめて行政財産の使用許可及び使用料の減免を受けるのであれば、行政財産の使用料の減免を知事の判断にかからしめた法の趣旨に反する。</p> <p>したがって、県は、行政財産の使用許可について、申請者の使用目的に照らして必要な面積を許可するという基準を明確にしたうえで、本件連絡協議会に対する使用許可については、いきいきプラザを使用している構成団体に対し個別に許可を申請するよう求めるべきである。</p>	
<p>第 18 一般社団法人しまね縁結びサポートセンター 【意見】本県 OB 職員、派遣職員</p> <p>本県から職員の派遣 2 名を受けているが、原則として外郭団体等への県職員の派遣は団体の独立性に反するため、特別の必要性がある場合に限られるべきである。</p> <p>この点、本団体の事業である縁結びボランティア「はぴこ」を通じた結婚支援事業は、当初は県が直営でおこない、県内諸団体の連絡協議会が支援する形で運営されていた。それが、平成 28 年に本団体が設立されたことにより本団体に引き継がれたが、その引き継ぎを円滑におこなうために県職員の派遣を受けることには一定の合理性があったものと思われる。</p> <p>しかし、設立から 4 年が経過したのであるから、県は本団体へ職員 2 名を派遣することの理由と、派遣期間（派遣の終了時期）を明確にすべきである。</p>	<p>(子ども・子育て支援課)</p> <p>団体の自主的な運営のためには、県職員の派遣は必要最低限とすることが求められており、将来的な派遣職員の引き揚げが実現可能かどうか検討していく。</p> <p>ただし、団体の運営には、派遣職員が現在果たしている役割を担う職員の配置が不可欠である。将来的な事業量が見通せない中、派遣職員に代えて団体独自に正職員を配置できるか、また、10 名程度という小規模組織で長期にわたる人材育成をどう図っていくか、という課題の整理が必要である。</p>
<p>【意見】本団体のあり方</p> <p>(1) 本団体の事業の特色である「はぴこ」による結婚支援事業は、平成 19 年に本県の事業として始まり、平成 27 年 11 月 27 日に「しまね縁結びサポートセンター」は設置され、平成 28 年 4 月 1 日に県内の民間企業や各種団体、県で構成する「一般社団法人しまね縁結びサポートセンター」が設立された。</p> <p>事業実績で見るとおり、本団体が結婚を望む独身男女の出会いと結婚の支援に一定の役割を果たし、成果をあげていることが認められる。</p> <p>(2) しかし、本団体の本県への財政的依存率がほぼ 100%であり、年 7,000 万円近い県費が使われていることからすると、本団体の事業</p>	<p>(子ども・子育て支援課)</p> <p>(1)、(2)、(3)について</p> <p>団体が専門性を高めるためには、準職員の正職員化は一つの有効な方策であり、将来的に実現可能かどうか検討していく。</p> <p>ただし、将来的な事業量が見通せない中で準職員を正職員化できるかという課題の整理が必要である。</p>

の特色を活かしながら、できる限り経費を節約していくことが求められる。

- (3) 本団体の事業の特色は、ボランティアである「はぴこ」が利用者（登録者）の結婚活動を支援し、その「はぴこ」の活動を本団体の職員が支援するところにある。そして、本団体の職員の中でも、直接に利用者の出会い・結婚の相談に対応し、「はぴこ」との連携・調整に関する事務をおこなっているのはコーディネーターと呼ばれる5名の準職員である。

準職員は準職員就業規則により雇用期間は1年を超えない期間（ただし更新する場合がある）と定められており、給与は月額20万円以下である。

このようにコーディネーターが正職員でなく雇用期間が原則1年に限られているのでは、結婚支援について本団体が経験値を積み上げていき、専門性を高めていくということができない。結婚支援活動は、面談等により申込者から結婚に関する希望を聞き取り、申込者の長所を見つけてその上手な表現を促し、または短所を見つけて改善を論し、条件と相性の合う相手をマッチングし、お見合いの場に立ち会って当事者が落ち着いて話をする手助けをし、お見合いの後も申込者の感想を聞き出して助言するなど、総合的な活動である。これに携わる者には熱意と感性も必要だが、経験の積み重ねにより磨かれていく面が大きい。

しかるに、コーディネーターが正職員でないのでは、この経験を積み重ねることが困難である。したがって、本団体が経験を積み重ねて専門性を高めるためには、コーディネーターを正職員にすることを検討すべきである。これは、本団体が平成28年4月の設立から令和3年3月で5年になることと、準職員就業規則において通算契約期間が5年を超える従業員は契約期間の定めのない労働契約（いわゆる無期労働契約）への転換を申し込むことができるとされていることから検討を要する。

- (4) 他方で、経費の節約の検討も必要である。

本団体の正職員4名のうち2名は県OB職員であり、それぞれ本団体のセンター長と浜田センター所長の地位にある。センター長の前職は総務部東部県民センター所長であり、

(4)について

前記の準職員の正職員化と共通の課題がある。

なお、センター長が県在職中に得た専門性として、県民に直接対応する職員をマネジメ

男女の出会いの創設や結婚の支援という本団体の事業と特段の関連性がないのであるから、県在職中に得た専門性を本団体の業務に活かすことはできない。

本団体ではセンター長が常務理事を務めているため、結婚支援業務の経験よりも、組織運営の経験を求めるということもあろう。

しかし、職員総数が11名という本団体の現状にあっては、役員であっても常勤で業務執行に携わる者には、結婚支援業務そのものについての専門性が求められる。前述のコーディネーターの正職員化と合わせて考えれば、コーディネーターとして経験を積んだ者が、正職員になっていずれは管理職であるセンター長、経営の一翼を担う常務理事に就くというあり方を検討すべきである。

- (5) また、浜田センター所長の職務は「浜田センターの総括に関すること」「市町村及び企業との連携・調整に関すること」とのことであるが、浜田センターのコーディネーターが2名ということからすれば、浜田センターの総括事務（管理職）が必ずしも必要とは考えられない。

松江にいるセンター長が兼務することを検討すべきである。

ントする組織運営の能力・経験がある。結婚支援業務の専門家が持つ専門性は、講師として研修に招いたり、助言を求めたりする際に必要としており、必ずしもセンター長の役職に求められるとは言い切れないと考えている。

(5)について

浜田センターは総勢3名で土日も含め勤務シフトを組むほか、浜田センター所長は内部の勤怠管理にとどまらず、ボランティアの会議に出かけて対面で信用を築くなど、責任者として対応していることから、松江にいるセンター長の兼務では支障が生じると考えている。

なお、センター長が兼務できるような業務については、既にセンター長が対応している。